生野区服務規律確保推進委員会設置要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、服務規律の確保、非行その他の不祥事の根絶に向けた職員の具体的取組を推進することを目的とする。

（生野区服務規律確保推進委員会）

第２条　前条の目的を達するため、生野区役所に生野区服務規律確保推進委員会（以下、「区服務推進委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第３条　区服務推進委員会は、大阪市服務規律刷新プロジェクトチームの取組を踏まえ、生野区独自の取組を推進するものとし、その所管事項は、次のとおりとする。

（１）「生野区不祥事根絶プログラム」の推進及び進捗管理に関すること

（２）取組の推進及び進捗管理に関すること

（３）職員の服務規律の確保、職員の非行その他の不祥事の根絶のために必要となる措置を講ずること

（組　織）

第４条　区服務推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は、区長をもって充てる。

３　副委員長は、委員長を補佐し、副区長をもって充てる。

４　委員は、課長をもって充てる。

（会　議）

第５条　区服務推進委員会は、委員長が委員を招集して行う。

２　委員長が必要と認めるときは、委員以外のものに区服務推進委員会への出席を求めることができる。

（幹事会）

第６条　区服務推進委員会に幹事会を置く。

２　幹事会は、区服務推進委員会の所管事務について、委員を補佐する。

３　幹事は、各課の庶務担当係長とし、幹事長は総務課の庶務担当係長をもって充てる。

４　幹事会は、幹事長が幹事を招集して行う。

５　幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者に幹事会への出席を求めることができる。

（庶　務）
第７条　区服務推進委員会の庶務は、総務課において処理する。

（施行の細則）
第８条　この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附　則
１　この要綱は、平成 22 年７月 13 日から施行する。
２　生野区職員服務指導要綱は廃止する。

附　則
この改正要綱は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則
この改正要綱は、平成 24 年８月１日から施行する。

附　則
この改正要綱は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則
この改正要綱は、令和７年３月 31 日から施行する。

附　則
この改正要綱は、令和８年４月１日から施行する。